

令和7年国勢調査釜石市実施本部の設置について

総務企画部総合政策課

【経緯・趣旨】

本年10月に行われる令和7年国勢調査の実施体制を整え、調査業務の万全を期するために、総務企画部長を本部長、総合政策課長を事務局長として、令和7年6月2日から同年12月26日までの期間、令和7年国勢調査釜石市実施本部を設置します。

※岩手県においては、令和7年4月1日に実施本部を設置

【令和7年国勢調査の概要】

1 調査の目的

国勢調査は、統計法（平成19年法律第53号）の規定に基づいて実施する、人及び世帯に関する全数調査であり、国及び地方公共団体における各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とする。

国勢調査は、我が国の最も基本的な統計調査として大正9年以来ほぼ5年ごとに実施しており、令和7年に実施する調査はその22回目に当たる。

2 調査期日 令和7年10月1日（水）午前0時現在

3 調査の対象 本邦に常住する者とする。
(外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員やその家族を含む。）及び外国軍隊の軍人・軍属とその家族を除く。)

4 調査事項

〈世帯員に関する事項〉

男女の別、出生の年月、就業状態、所属の事業所の名称及び事業の種類など13項目

〈世帯に関する事項〉

世帯の種類、世帯員の数、住居の種類、住宅の建て方の4項目

5 調査の方法

調査員が担当する調査区の全世帯を訪問し、オンライン回答に利用するID等を記載した『インターネット回答依頼書』、調査票等の調査書類一式を配布する。

世帯はオンライン回答（インターネット回答）または調査票を記入のうえ郵送・調査員へ提出のいずれかの方法により回答する。

6 釜石市の状況

調査区 394調査区

指導員 39人 調査員 244人